

令和4年1月25日

令和4年1月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月25日（火）午後1時30分から午後1時55分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 7番 矢部 幸一

委員

1番	田幡	裕
2番	久米	基敬
3番	黒住	敬
4番	笠井	義晴
5番	吉浦	武夫
6番	山口	弘司
8番	藤井	利夫
9番	中村	恒夫
10番	吉村	忠
11番	桑内	千恵美
12番	大西	佐知子
13番	加藤	賢司
14番	井内	茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 それでは、ただいまより令和4年1月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、委員14名全員が出席しており、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は12番大西委員と13番加藤委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第1号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年1月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が13件、更新が13件、農地中間管理権の新規が0件、更新が0件で、合計26件、67筆、68,058㎡となっております。

また、利用権設定の移転、借人の変更が3件、3,060㎡です。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それではご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号1については、以上です。

議 長 それでは、受付番号1、高原字東高原の担当委員であります8番藤井委員から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

8 番 議案第2号、受付番号1について説明いたします。

1月15日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第5条所有権移転の件で譲渡人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

今回申請された土地は、高原字東高原〇〇〇番〇、面積は〇〇〇㎡の内350.76㎡で登記簿、現況ともに畑であります。

貸人は借人の父で、申請地の所有者です。

今回申請した理由として、新居を建築するにあたり、日常の世話や手伝いなど家族間の協力が必要であるため、実家のすぐ隣の農地を住宅として転用することになったそうです。

申請地は、南側に実家があり、2面を道路、残りの面に農地があります。

造成計画は土留構造物を新設し、隣地への被害防止措置をとるとのことです。

生活排水は合併浄化槽を通じて麻名用水の水路へ放流するため、麻名用水土地改良区の放流同意書が添付されております。

被害防除や事業計画に関して問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号1の申請地は、県道に近く線引き時から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は、分家住宅で、実家近くで両親の日常の世話や手伝いなど家族間の協力が必要なため、農地を宅地に転用し住宅を建築するものであります。

分家住宅の敷地として必要な面積の転用であり、畑の一部転用のため丈量図が添付されております。

申請地の造成においては、新設の擁壁で土留めをします。隣接農地は転用申請をした農地の残地のみで、農業への影響はないと見込まれます。

住所地が申請地と同じであります。東高原〇〇〇番〇は、元は宅地であり、平成〇年〇月〇日付けで登記地目が畑に変更されております。

申請人の居住地は東高原〇〇〇番〇の宅地です。住民登録上の住所地と異なりますが、農地転用申請上、問題はありません。

上水道は町水道本管から引き込みます。排水については、麻名用土地改良区の放流同意が得られております。

開発行為許可申請を並行して行っており、許可見込みとのこと。

資金に関しては、融資審査が完了していることを証明する文書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号1について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号1は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、1件受理しました。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。
報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。
報告事項の説明については、以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

9番 中村委員質問
議案第1号農用地利用集積計画(案)の決定について、質問をしてもよろしいか。

議長 内容の説明のみであれば許可します。

9番 ○番の利用権の新規設定は、○○○○から○○○○へ○○○㎡、賃借料○○○で貸借となっています。
○番では、同じく○○○○から○○○○への貸借ですが、面積と賃借料が異なるのは、どうしてでしょうか。

事務局 ○番の利用権は、新規設定です。
○番は、利用権の移転で、別の案件です。産業経済課から提出された諮問文書では表示されておりませんが、貸人と貸借の要件が同じで、借人のみを○○○○から○○○に変更したものです。添付文書で内容を確認しております。

9番 借人の変更だけということですか。

事務局 そうです。

9番 農用地利用集積計画は町長から諮問が出されているということですが、町が農地の貸借の仲介をするということですか。
農業委員会でなく、産業経済課に届け出ることになっているのですか。

事務局　　そうです。町長部局への届け出です。
農業委員会は、農用地利用集積計画を審議する機関です。

9 番　　中間管理機構の受け付けも産業経済課が行うのですか。

事務局　　中間管理機構の業務の一部が石井町に委託されていますので、産業経済課で受け付けをしております。

9 番　　中間管理機構の場合は、いったん中間管理機構が借り受けて貸し出すことになりませんが、利用権の場合は、町が仲介して貸人と借人で貸借するということでよろしいか。

事務局　　そうです。

9 番　　中間管理機構を利用するメリットとデメリットがあるわけですか。

事務局　　農地の貸し手と借り手の間に中間管理機構を挟むと、事務手続きが複雑になってしましますが、農地の集約化ということで固定資産税が軽減される場合があります。

9 番　　わかりました。

議 長　　ほかに質問事項は、ございませんか。
(質問なし)

議 長　　それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年1月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。